厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律

○ 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)(抄)〔昭和六十年国民年金等改正法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)(抄)〔昭和六十年農林共済改正法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	律第七十五号)第二条による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(抄)〔昭和五十四年改正前の農林共済法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〔旧制度農林共済法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法(抄)〔旧農林共済法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)(抄)〔廃止前農林共済法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成十三年法律第百一号)(抄)〔平成十三年統合法〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	案参照条文目次
--	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---------

 $\bigcirc$ 厚生年金保険制度及び農林漁業団 体職員共済組合制度の統合を図るための 農林漁業団 体 職員共済組合法等を廃止する等の 法 律 平成 十三年法 律 第 百

抄)

[平成十三年統合法

則

この 法 律において、

- 廃止前農林共済法 第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(農林漁業団体職品、、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (農林漁業団体職員共済組合法等の一 部を改正する法律(平成十
- 二 旧農林共済法
- | 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法|| 旧農林共済法 平成十二年農林共済改正法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。 | 法律第二十四号。以下「平成十二年農林共済改正法」という。) 第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。) をいう。 和六十年法律第百七号)をいう。 部を改正する法 律 (昭
- 年法律第百七号)をいう。 昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正前の農林漁業団: 体職 員 共済組合法の一 部 品を改正 す Ź 法 (昭 和 六十
- 旧制度農林共済法 昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 七六五 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。
- た者の当該組合員であった期間(旧農林共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間を含む。)をいう。 旧農林共済組合員期間 廃止前農林共済法第一条第一項に規定する農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林共済組合」という。)の組合員 つであ
- 年金を含む。)をいう。

  一 退職共済年金 旧農林共済法による退職共済年金(附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止2 この条から附則第四十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一前農林共 済 法による退 職 共済
- 二 障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ旧農林共済法による障害共済年金又は遺族共済年金をいう。
- 職年金、 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、 障害年金、 遺族年金又は通算遺族年金をいう。 遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧制度農林共済法による退職 年 金 減 額 退 職 年 通 算

生年金保険の標準報酬等に関する経過措

合員期間とみなされた期間 の 旧農林共済組合員期間 各月 の旧農林共済法による標準給与の月 (第三項、附則第十六条第九項及び第三十条第一項において「沖縄農林共済通算期間」という。) を除く。次項に(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第百六条第二項の規定により当該旧 類は、 それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。 林 て同 共済

- 2 得た額)を平均した額 金保険法による標準報酬月額とみなす。 よる標準給与の月額 規 定に かかわらず、 (その (その月が附則別表第 昭 額が四十七万円を超えるときは、 和 六十一年四月一日 一の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を 前 の旧 農林共済組 四十七万円)を、 合員期間 (昭 昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年 和三十 四年一月一日前 0 期間を除く。 )における各月 の旧 林 乗じて 共 済法
- この額を算定する場合においては、 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた沖縄農林共済通算期間を有する者に支給する厚生年金保険法による年金たる保 当該沖縄農林共済通算期間は、 平均標準報酬月額の算定の基礎としない 険給

# 障害厚生年金の支給要件の特例)

-条 金である給付 )る給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧農林共済法又は旧制度農林 点による

- おいて当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となった傷病について農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法)施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者(施行日) 給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となった傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級 ことができる。 (害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき) 害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、 項において単に 附則第十六条第四項において「平成六年農林共済改正法」という。)附則第七条第一項又は第二項の規定により支給される障害共済年金 「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの その者は、 から六十五歳に達する日 から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請っ施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあって. 間におい (以下こ 求す 一の受 律
- 3 項の 請求があっ たときは、 厚生年金保険法第四十七条第一 項の 規定にかかわらず、 その請求した者に同 項の障害厚生年金を支給する

### (移行年金給付)

定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。 関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、 ついては、 旧 前農林共済法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な事項は、 農林共済法による年金である給付 第四項、 第五項、第九項から第十五項まで、 (前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含 以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、 第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に 廃止されたものとされ、又は改正されたその なおその効力を有する。 政令で定め この 法 1律の規 %合にお

びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、 旧 廃止されたものとされ、 度農林共済法による年金である給付については、 定 という。) 又は改正され なおその効力を有する。 た法律の規定 第六項から第八項まで、 この場合に (これらの規定に基づく命令の規定を含む。 において、 廃 第十二項、 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃 止前昭和六十年農林共 第十六項、 、済改正法等の規定の 第十七項及び第二十項から第二 以下この項において「廃止前昭 適用に関し 一十二項までの 必 和 共廃止 定

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。 4 第一項に規定する年金である給付(以下「移行農林共済年金」という。)については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それ3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。 えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

	二十三万千四百月二 一	二十二万四千七百円と国民再会去等二十七条こ見を計る女を奉びあつて司去等二十七条の三女が
三十八条第二項	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	の適用がないものとして改定したもの(以下「改定率」という。)を乗ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(その額に五十円未満の
		端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とし
	七万七千百円	七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切
		り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	二十三万千四百円)	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これ
		)) を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。
廃止前農林共済法第	六十万三千二百円より	国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に
四十二条第三項及び		五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは
第四十五条の九		、これを百円に切り上げるものとする。)より
	六十万三千二百円を	当該額を
廃止前農林共済法第	二十三万千四百円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これ
四十三条第二項		を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。
廃止前農林共済法第	六十万三千二百円	国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額の四分の三に相当する額(その額に五十円未
四十八条		満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを
		百円に切り上げるものとする。)
廃止前農林共済法附	千六百七十六円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切
則第九条第二項第一		り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
号		
廃止前昭和六十年農	千六百七十六円	千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率 (以下「改定率」という。) を乗じて
林共済改正法附則第		得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端
十五条第一項第一号		数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)

う号に、こうでは、このでは、これを切り捨て、五円以上十円未満 を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満	第一号
百二十円(   七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)	附則第三十条第一項   七十五万四千三百二十円
合算額に百十分の百を乗じて得た額	附則第三十条第一項   合算額
同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。	同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ
(以下「移行農林年金」という。)については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中	6 第二項の規定による年金である給付
定に基づく命令の規定を含む。)は、適用しない。	改正法附則第六条の規定(これらの規
附則第七条、第十四条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条及び第二十八条並びに平成六年農林共済	条、廃止前昭和六十年農林共済改正法
和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む。)並びに附則第十八	並びに第十三条第三項並びに廃止前昭
二号(廃止前農林共済法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二条の二第二項、第十二条の三第二項及び第四項	第五十二条の二、附則第九条第二項第三
一項、第四十五条の四、第四十五条の六、第四十七条第一項第一号ロ及び第二号ロ、第二項第二号並びに第三項、	だし書、第四十五条の三第一項及び第二項
前農林共済法第三十七条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五条第二項た	5 移行農林共済年金については、廃止
切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	
十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを	十七万七百円
切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	
[円   十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを	十三万六千六百
り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	
九万五千五百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切	十万二千五百円

附則第三十条第一項	合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十条第一項	七十五万四千三百二十円(	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)
第一号		を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満
		の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。以下「定額部分基本額」という。
		ただし、
	七十五万四千三百二十円に	定額部分基本額に
	三万七千七百十六円を加算	三万六千六百三十六円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、こ
	した額	れを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする
		。以下「定額部分加算額」という。)を加算した額とする。
第二号附則第三十条第一項	附則別表第六	厚生年金保険法附則別表第二
附則第三十条第二項	政令で定める額相当する額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
		相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一	月数を乗じて得た額	月数を乗じて得た額に百十分の百を乗じて得た額
項		

合り易合 Pinのの一こあっては、攻合で官める碩) 災害補償保険法の規定による遺族年金を受けている場合(以下この条において「労災遺族年 	1	号
当する額(当該遺族年金の受給権者	すし	附則第三十八条第二
加算した額)に百十分の百を乗じて得た額	加算した額)	
	う。)	
「遺族年金基礎額」という。)から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額	「遺族年金基礎額」とい	
定 <b>教</b> 帝 父 基 本 <b>教</b>	七十五万四千三百二十円	号
三見る からこ		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
者であつては百分の七十八・二五とする。))に相当する額に百十分の百を乗じて得た額		
欄の一級に該当する者にあつては	する額	
百分の九十七・二五(第一項の規定によ	百分の九十七・二五に相当	
		項
政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額	政令で定める額	附則第三十五条第三
		項第一号
定額部分基本額	七十五万四千三百二十円	附則第三十五条第二
規定よる障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額)		
三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の		項
額 百分の七十五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額(当該障害年金の受給権者が平成十四年	百分の七十五に相当する類	附則第三十五条第二
定額部分加算額	三万七千七百十六円	項第一号
定額部分基本額	七十五万四千三百二十円	附則第三十五条第一
	する。)を加算した額	
<u> </u>	者にあっては百分の十九と	
<u>る</u>	し、同欄の二級に該当する	
<u> 본</u>	つては百分の二十八・五と	
<u>あ</u>	欄の一級に該当する者にあ	
<u>同</u>	の年額の百分の九・五(同	項
年日   日本の日本年では、日本の日本年の日本年の日本の日本の日本年の日本の日本年の日本年の日本年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	相当する額に平均標準給与	附則第三十五条第一
		項第一号
定額部分基本額	七十五万四千三百二十円	附則第三十四条第一

一附則第三十八条第三	一加算した額)	加算した額)に百十分の百を乗じて得た額(労災遺族年金受給者の場合にあつては、政令で定め
号		る額)
附則第三十八条第四	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額(労災遺族年金受給者の場合にあつては、政令で定める
号		額)
附則第四十条	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
	百分の六十八・〇七五に相	百分の四九・○七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額
	当する額	
附則第四十一条第一	十五万四千二百円	十四万九千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がない
項第一号		ものとして改定した改定率とする。次号において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満
		の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百
		円に切り上げるものとする。)
附則第四十一条第一	二十六万九千九百円	二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを
項第二号		切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

兀 附 |条及び第四十九条の二並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七条、第三十条第三項、第三十一条第二項、第三十五条第四項、第四十三条、移行農林年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧制度農林共済法第四 十五条第三項、 則第四 第三 + 条第 第四十六条、第四十八条第三項、 十五万四 千 百 円 第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項(廃止前昭 切り 四万九千七百円に改定率を乗じて得た額 捨 五十円以上百円 一未満の 端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。 (その額に五 + 円未満の端数が生じたときは、 和六十年農林共済改正法附 これ を 第 +

基づく命令の規定を含む。)は、 項に規定するもののほか、 移行農林年金のうち障害年金については、 適用しない。 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十九条第 項 0 規 定 同 項 0 規 定に

項において準用する場合を含む。)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、

適用しない。

第五十一条第一

して得た額とする。 をその者の旧農林共済組合員 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額は、 (期間 (昭和三十四年一 月 日 前 0 期 間 及び沖縄農林共済通算期間を除く。 廃止 前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、 以下この項及び次項におい 次の各号に掲げる額の合算 、 て 同 ľ 0) )月数で

を乗じて得た額の合算 昭和六十年十月以後の旧 農林共済組合員期間 の各月 0 旧 農林共 済法による標準給与の 月額に、 厚生年金保険法第四十三条第一 項に 規定する再 評 価率

区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、 厚生年金保険法附則 別表第二の上欄に 掲げる受給権者

別 の平均標準給与月額を算定する場合においては、 0 上 欄に掲げる期間に属するときは、 その月の 昭和六十一年四月一 標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に 日 前 の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月 掲げる率を乗じて得た額)を平均し た額 額 (その (その 額 月 が四十 が附則

10

えるときは、 十七 万円)を、 昭 和六 + 一年 应 月 一 日 前 0 旧 農林共済 組 合員 期間に おける各月の 標準給与の月額とみなす。

- 支給の停止に関し必要 行 農林共済年金のうち退職共済年金 な事項は、政令で定める。 (平成十 Ė. 年 应 月 一目 以 後のの 継 続厚生年金期間をその 額の算定の基礎とするものに限る。 0 額 0 算定 及 び その
- 12 支給の停止に関し必要な事項は、 るものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年 政令で定める。 金 (厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。 のうち 退 職 年金、 減 額退職年 金 及び通算 退職 年 金 伞 成 十七七 年 应 月以 後の ) であるときのそ 月 分として支
- 13 規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。)について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者(平成十九年四月一日以後に廃止前農 前農林 んは、 共済法第三十 政令で 定  $\Diamond$ る。 六条
- 14 給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 移行農林共済年金のうち遺族共済年金(その受給権者が昭 品和十七 年四月二日 以後に生まれた者であるものに限る。) の 額の算定及び 改 定並びにその支
- る場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は二十四年一元化法」という。)の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けてい15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次項において「平成 平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けて平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。
- 16 一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。 その者が配偶者又は子であるときは父母、 孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母 は、 いる場合に 平 四い 年て
- 18 17 令で定める 厚生年金保険法第七 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の附則第八条第一項 十八 入条の 十の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について準用する。 及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬 こ の 場合に お いて、 月額とみ 必 なされた旧 要 な 読 え 農 は 共 政
- :するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)の適用に関し必要な読:法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定された場合における第一項及び第二項の規: 令で定め る 読替えその 定により なおその 他 必要な事 効 項は 分を
- 係る継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の額の算定及び改定その他必要な事項は、 移行農林共済年金のうち退職共済年金 (平成二十 年四月一日以後の 特 定期間 (厚生年金保険法第七十八条 の十四第一項 政令で定 に 規定 する 特 定 期 間 う。
- 20 移行農林共済年金及び移行農林年金に関し、 する規定その他の規定であって政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の読替えその他必要な事項は、 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号)又は厚生年金保険法の支給  $\mathcal{O}$ 停止 政令で定め に関する る 定、 資 料  $\mathcal{O}$ 提
- 第百条第 用 共済年金及び移行農林年金は、 についてはこれらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、 項 定の の適用に てはこれらの 厚生年金保険法第七十七条第一項、 規定に規定する保険給付とみ 第九十二条 同 [法第七: なす。 + **%第二項、** -八条第 項、 第九十六条第一項、 第九十条第 項 第九十七条第 及び 第 五 項 第 九十二条第 項及び第百 項 の 二 並

22 項 及び第四項並びに第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。 移行農林共済年金及び移行農林年金を受ける権利を有する者は、 厚生年金保険法第七十八条第一項、 第九十五条、 第九十六条第一 項、 第 九十八条第三

# (障害基礎年金の支給要件の特例)

並びに第六十二条から第六十四条までを除き、以下単に なおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法 -八条 前農林共済法第四十四条の規定によりその額が改定されたときは、 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六条第一 (附則第二十五条第一項及び第二項、 「廃止前農林共済法」という。)第三十九条又は第四十条の規定による障害共済年金について廃 そのときに国民年金法第三十条の二第一項の請求があったものとみなす。 第二十九条第三項及び第四項、 第三十二条第一項及び第二項 項の規定 により

### (存続組合の業務等)

業団体職員共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、廃止前農林共済法第二条、 第六号から第九号まで並びに第二項、第五条、第六条、 一十五条 定は、 なおその効力を有する。 旧農林共済組合は、 第三項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、 第十条、第十一条、第六十三条から第七十四条まで、第七十六条第一項並びに第七十八条の二の 廃止前農林共済法附則第二条の規定により設立され 第三条、 第四条第一項第一号、 第二号、 第四号及び た農林漁

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法の規定を適用する場合において、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる廃止前農林共 済 法 の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	替えるものとする。
第二条	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための
		農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百
		一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第二十五条第一項の規定
		によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合
第四条第一項第四号	理事の定数、役員の選挙の方法その他役員	役員
第四条第一項第七号	掛金及び特別掛金	平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金(以下
		単に「特例業務負担金」という。)
第六十三条第一項	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号に掲げる給付に
	しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収	関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の規定による徴収金
	金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員	の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替え
	期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障	て準用する厚生年金保険法第八十六条に規定する処分
	害基礎年金に係る障害の程度の診査	
第六十三条第三項及	組合員	農林漁業団体等の職員
び第六十五条第二項		

	準用する場合を含む。)	
第七十条第二項	第五十三条の二第一項(第七十条第二項において	第七十四条第一項
平成十三年統合法	この法律	第七十三条
平成十三年統合法附則第五十八条第二項	第六十二条第三項	第七十二条第二項
法律の規定にかかわらず、委託を受けて、当該事業を行うことができる。		
ることができる。この場合において、農林水産大臣の指定する者は、他の		
の一部を農業協同組合連合会その他の農林水産大臣の指定する者に委託す	に準用する	
組合は、	第五十三条の二の規定は、	第七十条第二項
し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に		
財務諸表に予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附	前項の書類を決算完結後二月以内に	第六十九条第三項
	の議決を受けなければならない。	
	けて、決算完結後一月以内に組合会に提出し、そ	
	事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつ	
作成しなければならない。	作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該	第六十九条第二項
又は処分	、処分又は確認	第六十六条第二項
	害基礎年金に係る障害の程度の診査	
厚生年金保険法第八十六条に規定する処分	期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障	
の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により準用する	金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員	
関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の規定による徴収金	しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収	
平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号に掲げる給付に	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若	第六十六条第一項

第一 項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合 (以 下 「存続組合」という。 の業務は、 次に掲げるものとする。

旧農林共済組合が施行日前に支給すべきであった給付であって施行日においてまだ支給していないものを支給すること。附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金を支給すること。次項に規定する特例年金給付を支給すること。

五四三 前三号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給付とする。一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

特例障害共済年金特例退職共済年金

特例遺族共済年金

特例 退

職

年

十 十 十 九 八 七 六 五 四 二 一 特例減額 特例通算退職年 退 職

金 金

特例障害年 金金

特例遺 族年

特例老齢農林年金特例通算遺族年金

特例遺族農林年 特例障害農林年

、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。る。この場合において、廃止前農林共済法第十三条ただし書及び第三十三条第三項中「退職共済年金」とあるのは、「特例退職共済年金、特例退職年金まで並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定は、前項に規定する特例年金給付(以下単に「特例年金給付」という。)について準用す。廃止前農林共済法第十三条、第十九条の二、第二十二条から第二十三条の五まで、第二十六条から第三十五条まで及び第七十七条の二から第七十八条 廃止前農林共済法第十三条、 特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」と読み替えるほか、

7 6 続組合は、 移行農林共済年金及び移行農林年金の支給に関する義務を免れる。

続組合は、 第三項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。

項の規定により存続組合が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置につい ては、 政令で定める。

審查請求 及び審査会の 委員に関する経過措

第二十九条 略

8

2

3

4

れた廃止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の前項の規定により委嘱されたものとみなされる存続組合の審査会の委員の任期は、附 旧農林共済組合審査会の委員としての残任期間と同盟則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有 するも  $\mathcal{O}$ 期 のとさ 間 とす

有するものとされた廃止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。施行日の前日において旧農林共済組合審査会の委員である者のうち組合員を代表する者の任期は、 附則第二十五条第一 項の 規定により な おその 効力を

例 年金給付に係る平均給与月

十条 共済通 特 八十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第、遺算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額と、例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間 一を乗じて得た額とする。 : 農材共済組合員期間(昭和: 兀 年 月 日 前 間 及び 沖

昭和六十 附則別表第二の各号に掲げる受給権 者 0 区分に応じて

当 該各号に定める率を乗じて得た額の 合

- それぞれ同 表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額 年九月以 前 の旧農林共済組合員期間 の各月の 旧 !農林共 済 法による標準給与 Ď 月 額に、 附 則別表第三の 上欄に掲げる受給権 者 の区分に
- 2 則第十六条第十項の規定は、 前項の平均給与月額を算定する場合につい て準用する。

例 退 職 共 済 年金の支

合員期間を基礎として特例退職共済年金を支給する。 施行日の前日において退職共済年金を受ける権利を有していた者については、 当該退職共済年金の額の算定の基礎となって いる旧農林

2 特例退職共済年金の額は、

第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者であって昭和二年四月二日から昭和六年四月一日ま者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合(特例退職年金若しくは特例減額退職年金又は昭和六十年国民年金等改正法旧農林共済組合員期間が二十年以上である者(平均給与月額の千分の一・四二五(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる での間に生まれたもの(次号及び附則第四十四条第三項において「特定受給権者」という。)にあっては、千分の○・ 共済組合員期間 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者。平均給与月額の千分の一・四二五(廃止前昭和六-例退職共済年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (当該退職共済年金の額の算定の基礎となっているものに限る。) の月数を乗じて得た額 四七五))に 相当する額 気に旧農

者については、 組合員期間 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 (当該退職共済年金の額の算定の基礎となっているものに限る。)の月数(一年以上の旧農林共済組合員期間を有しない同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合(特定受給権者にあっては、千分の○・二三八))に相当す「合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の○・七一三(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の「合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の○・七一三(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の ない場合は、 する額に旧 第 農林 げ 共 る

乗じて得 則 。)である特例退職共済年金の受給権者(施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満である者に限る。第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者その他これに準ずる者として政令で定めるもの(以下 た額 (以下 「移行厚生年金被 保険

という。)である特例退職共済年金の受給権者 項第一号の規定の例により算定した額に改定する。 保険者の資格を喪失したときに旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間 を合算し た期間が二十年以上である場合は、 当 □該特例 )が、当該厚生年金 退 職共済年 金 の額を 保険の

退 前二項の 職共済年金の額とする。 規定により算定した特例退職共済年金の額が、 第一 号に 掲げる額か ら第二号に掲げる額を控除し た額より少な いときは、 当 該 控 除 た 額 を特

る老齢基礎年金 なして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額 て支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額) 給年金額を控除した額とする。)に、 (以下単に 「老齢基礎年金」という。 改定率 (次条の規定により設定した率をいう。 )の支給を受けることとなったときは、 旧農林共済法第三十八条第一 (移行厚生年金被保険者については施行日 以下同じ。)を乗じて得た額 老齢基礎年金の額 項の規定により加給年金額が のうち旧  $\mathcal{O}$ 前 日におい 農林共済 (施行日以後国民年金法に 加 組 合員 期 間 た に係る たとき ŧ のと

以 後における退職共済年金の額 (移行厚生年金被保険者については施行日に おける旧農林共済組 合員期間 を基礎として廃止 前 農林共 済 法 0) 規

者」

 $\mathcal{O}$ る が 適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。) ものとして算定した額とし、 標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改あるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同 加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、 びに 附 則 第十六条第四 項、 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の 第五 |項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、 附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の 廃止前農林共済法第三十八条第 項 の規定 ŋ 規 加 五. 定 一の規定 定がな 法によ の適 年 金 用

5 定める額から、 の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数をいう。 おいて同じ。)を乗じて得た額を控除した額とする。 る額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数(廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた者に支給する特例退職共済年金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に 附則第三十二条第三項 気第一号に

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

。以下この項において同じ。)を平成十五年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に○・九九二を乗じて得た率に、平成二十五年度において厚生年第三十一条の二 平成二十五年度における改定率は、○・九七一に平成二十三年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう 率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合こは、〇・LLT:F3。第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項を乗じて得た率に、平成二十五年度において厚生年

項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一平成二十六年度から平成二十九年度までの年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金 率が○・ 九七一を超える場合には、○・九七一とする。 当該年度において厚生年金保険法第四 とする。 一項若しくは ただし、 十三条 第四

三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、 が

・ 定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 平成三十年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一 九 七一を超える場合には、 〇・九七一とする 第四項若しくは第五 しくは第五項の一項若しくは第 当該

による退 て単に 職 共 共済 済 廃 組 (止前農林共済法」という。) 附則第七条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときは、特例退則第十五条第二号に掲げる者が同条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法 合員期間が二十年以上である者のうち廃止前農林共 年金の受給権を有していない者が廃止前農林共済法第三十六条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときも、 済法附則別表第二の 上欄に掲げるものであって、 特例退職共済年金を支給する。 その者の事情によらない (第五項第 様とする。 で引き続い 同 条の規定 条にお

2

て勤務することを困難とする理由により退職した者が、 廃止前農林共済法附則第七条及び第十二条第二項の規定により廃止前農林共済法による退職共済年金の受給権を取得したとき 施行日以後において次の各号のいずれかに該当したときは、特例退職共済年金

- 二 廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定により退職共済年金の受給権を取得したとき。
- する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、附則第三十一条第二項の規定にかかわらず、 同項第一号に定める額から、 その 額 0 百 分の 兀 に 相当
- 当該特例通算退職年金は、支給しない。 特例通算退職年金の受給権者(附則第十五条第二号に掲げる者に限る。)が第一項の規定により特例退職共済年金の支給を受けることとなったときは
- 5 金の額とする。 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額 版を特例 退職共済
- 定した額を控除した額) こととなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額(施行日以後老齢基礎年金の支給を受ける
- 十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用が る標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、 て算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法によ した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとし 施行日以後における退職共済年金の額 のとして政令で定めるところにより算定した額とする。 (廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加 国民年金法第二 を控 な

(特例退職共済年金の支給の停止)

第三十三条 用する。 廃 止前農林共済法附則第十二条の四第一項  $\mathcal{O}$ 規定は、 特 例退職共済年金 (六十五歳に達するまでの間に支給されるも のに限る。 に つ **(**) て準

第三十四条 前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であって政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。 特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、 その者が 行 目の

2 については、 移行厚生年金被保険者である特例退職共済年金 前項本文の規定にかかわらず、 当該特例退職共済年金のうち政令で定める部分に限り、 (附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金に限る。)の受給権者であって政令で定めるも その支給の停止は行わない。

#### (失権)

第三十五条 特 例退職共済年金を受ける権利は、 その受給権者が死亡したときは、 消滅する。

#### 害共済 支

合員期間を基礎として特例障害共済年金を支給する。 施行日の 前 日において障害共済年金を受ける権利を有し F いた者につ いては、 当該障 害 1共済年 金 0) 額の算定の基礎となって 1 . る 旧 林 共 済 組

- 特例障害共済年金の額
- た額 .相当する額に当該障害共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)旧農林共済法第四十二条第一項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金 平均給与月額の千分の1例障害共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 あっては、その額の百分の百二十五に相当する額 (廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級 (附則第四十五条第二項を除き、 以下単に 「障害等級」という。)の一級に該当する者 乗じて得 四二五
- した額) 五)に相当する額(当該障害共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額に、その超える月数例障害共済年金」という。) 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九(障害等級の一級に該当する者にあっては、その額の百分の二十八・ 旧農林共済法第四十二条第二項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金(第六項において「職務等による特 一月につき平均給与月額の千分の一・四二五に相当する額(障害等級の一級に該当する者にあっては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加算
- 3 等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額」とあるのは を有していた者に支給する特例障害共済年金の額について準用する。この場合において、 同 合法附則第三十六条第二項第一号」と、「これらの規定」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。 度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。 廃止前農林共済法第四十五条第二項の規定は、 「平成十三年統合法」という。)附則第三十六条第二項第二号」と、同項第二号中「第四十二条第一項、 項各号に定める額 を」とあるのは 「当該政令で定める額を」と、同項第一号中「第四十二条第二項、 旧農林共済法第四十五 条第二項又は第四項の規定により額が算定されていた障害共済年 廃止前農林共済法第四十五条第二項ただし書中「その 第三項及び第五項」とあるのは「厚生年金保険 第三項及び第五項」とあるの 「政令で定める額」と、 は 金を受け 平成 次号におい 者 八十三年 1の職務 る 利
- 5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、 第四十五条の二の規定により改定されたときは、その改定された後の障害の程度に応じて、 特例障害共済年金の額 は、 当該特例障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害共済年金の額が、廃止前農林共済法第 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 その特例障害共済年金の額を改定する。 当 該 匹 控 + 匹 除 条 第一 た 額 を特 項 及
- 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共 当該加給年金額を控除した額)に、 改定率を乗じて得た額 済年 金  $\mathcal{O}$ 額 旧 農林共済法第四 十三条第一項の 規定により 加 給年金 額 が 加 算さ れ てい

に 障害共済年金の額とする。

よる標準給与の た額とし 以 後における障害共済年金の額 当該 院害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林ける障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額 月 額 が厚生年金保険法第七十八条の六第一 項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、 共済法 【年金法

ないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 第二十七 条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四 十三条の四 若 しくは 第四十三条の五の 規 定 0 適用 があるときはこれ 5 0 規 定 0 適 用 が

6 礎となっている平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九(その受給権者の当該傷病による障害の程度が障害等級の が ・金若しくは傷病年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、 行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害 職務等による特例障害共済年金は、その給付事由に係る傷病について、 百 分の二十八・五)に相当する額(第三項の規定によりその額が算定される特例障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものに 労働基準法 (昭 当該職務等による特例障害共済年金の額のうち、 和二十二年法律第四十九号) 第七十 一級に該当する場合にあって Ė 条の 規 定による その算 定の基 補

止前農林共済法第四十五条の三第三項本文及び第四十五条の五の規定は、 特例障害共済年金について準用 ずる。

### (特例遺族共済年金の支給)

いっては、

政令で定める額)

の支給を停止する。

第三十七条 合員期間を基礎として特例遺族共済年金を支給する。 施行日の前日において遺族共済年金を受ける権利を有していた者については、 当該遺族共済年金 の額の算定の基礎となっている旧農林共 済組

- 2 特例遺族共済年金の額 は、 次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 兀 二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、 旧農林共済法第四十七条第一項第一号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する 平均給与月 分 0)
- った次のイ又は口に掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額 旧農林共済法第四十七条第一項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 旧農林共 済 組 合の 組 合 員 で
- 共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額 農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の一・四二五 同欄に掲げる者の 区分に応じ、 (当該遺族共済年金に係る組合員であった者が 同表の第三欄に掲げる割合) に 相 当する額 廃 止 前昭 に 和 六十年 旧 農林
- 共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額 農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・七一三(当該遺族共済年金に係る組合員であった者が 同表の第四欄に掲げる割合) に 相 廃止 当する額に 前昭 和 六十年 旧 農林
- 給されていたものであるときは、 遺 旧農林共済法第四十七条第二項の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 族共済年金」という。) )に相当する額に旧農林共済組 欄に掲げる者の区分に応じ、 平均給与月額の千分の三・二〇六(当該遺族共済年金が旧農林共済法第四十六条第一項第四号に該当することにより支 旧農林共済組合の組合員であった者が、 同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割 合員期間の月数 (当該月数が三百未満であるときは、 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第 三百) を乗じて得た額 (第五項におい 二の第 一欄に掲げる者であると て「職務等に 合。 第五 項 べにおい しよる特

3

定により算定した特例遺族共済年金の額が、

第一

号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、

当

該

控

除

た額

を特

例

遺族共済年金の額とする。

- 並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額)に、改定率を乗じて得 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の 額 旧旧 農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正
- た額とする。 金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定し 及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、 施行日以後における遺族共済年金の額 (廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生 条第
- 有 することとなるときは、その者に特例遺族共済年金を支給する。 農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡の当時胎児であった子が施行日以後出生した場合において、その者が遺族共済年金を受ける 権利
- 5 れる間、 われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなったときはその保険給付が行わ職務等による特例遺族共済年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行 その額のうち、 その算定の基礎となっている平均給与月額の千分の三・二〇六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止す
- 6 廃止前農林共済法第四十九条、 第五十条、 第五十二条及び附則第十五条の規定は、 特例 遺族共済年金について準用する。

(特例退職年金の支給)

2

第三十八条 を基礎として特例退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。 施行日の前日において退職年金を受ける権利を有していた者については、当該退職年金の額の算定の基礎となっている旧農林 共 済 組 合 員 期 間

- えるときは、当該百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が、 「定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・○七五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に○・ 特例退職年金の額は、 施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百十分の十を乗じて得た額に○ その額の算定の基礎となっている施行日前平均標準給与年額 (施行日の前日における同項第二号に 九 七 を乗じて得た額を超
- 3 -金の額とする 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 当該控除 した額 を 特 例 退 職
- 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、 改定率を乗じて得た額
- 適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定 共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、 施行日以後における退職年金の額 (当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされ た旧農 玉
- 年農林共 済改正法附則第五十条第一 項 の規定により年金額が算定されてい た退職年金の受給権者に対して支給する特例退職 年 金 0 額 は、 第二

4

の規定にかかわらず、 附則第三十一条第二項の規定の例により算定した額とする。

- 5 年金の額とする 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除 した額より少ないときは、 当該控除 L た額を 特 例 退 職
- ととされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、施行目の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済 (昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその 当該加給年金額を控除した額)に、 改定率を乗じて得た 規 定 例によるこ
- 第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法 しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。) 定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、 定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四 一項の規定により
- 6 項の規定が適用される退職年金の受給権者に支給する特例退職年金については、 条第一項ただし書に規定する年齢に満たない間は、その支給を停止する。 附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法(以下「廃止前旧制度農林共済法」という。)附則第十条第二 同項の規定により読み替えて適用される廃止前旧制度農林共済法第三十
- 特例退職年金の受給権者が廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態となったときは、 その状態にある間は、 その支給の停止は行わない。 第一 項ただし 書 及び 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン カン
- 8 き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であって政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。 特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、 被保険者である間、 その支給を停止する。ただし、その者が施行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 か 5 引き
- 9 令で定める部分に限り、 行厚生年金被保険者である特例退職年金の受給権者であって政令で定めるものについては、 その支給の停止は行わない。 前項本文の規定にかかわらず、 当該 特 例 退職年 金 のうち
- 10 特例退職年金を受ける権利は、 その受給権者が死亡したときは、 消 三滅する。

#### 例減額退 職年金の支給

- 第三十九条 合員期間を基礎として特例減額退職年金を支給する。 施行日の前日において減額退職年金を受ける権利を有して いた者については、 当該減額退職年金 0) 額の 算定 の基礎となっ 7 1 · る 旧 農 林 共 済 組
- 2 特例減額退職年金の額 は、 第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。
- 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の 額
- 規定する減額退職年金を支給しなかったとしたならば施行日の前日 において支給されているべき退職年 金 0
- 3 規定する退職年金について前条第二項の規定により算定した額
- 規 定により算定した特例減額退職年金の額が、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 当該 控除 た額

額 退 職年 金  $\mathcal{O}$ 額とする

- 前日においてその者が受ける権利を有してい 額退 職 年 金  $\mathcal{O}$ 額 改定率を乗じて得
- らの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 た旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額 施行日以後における減額退職年金の額 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれ (当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準 · 報
- 年 特例退職年金の受給権者が施行日以後、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条第一項の規定により減額退職年金の受給権を取得したときはの理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額)」と読み替えるものとする。-金に係る減額退職年金が昭和六十一年四月一日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となった退 て支給する特例減額退職年金の額について準用する。 条第四 項及び第五項の規定は、 8について準用する。この場合において、前条第四項中「算定した額」とあるのは、「算定した額 昭和六十年農林共済改正法附則第五十一条第一項の規定により年金額が算定されていた減額退職 退職年 (当該特例 (当該特例減程) 額者 退歳対
- 特例退職年金の受給権者が施行日以後、 特例減額退職年金を支給する。
- 6 |特例減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四(その者が昭和六十年農林前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定する特例退職年金の額から、その額に、当該特例退職年金の支給を開始すべき年 法附則第三十二条第一 項第五号に掲げる者であるときは、 保険数理を基礎として政令で定める率)を乗じて得た額を控除した額とする。 済改
- 前 条第八項から第十項までの規定は、 特例減額退職年金について準用する。

通算 退 職年金の支給

第四 (期間 十条 で基礎、 |算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百十分の十||基礎として特例通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。施行日の前日において通算退職年金を受ける権利を有していた者については、当該通算退職年金の額の算定の基礎となって V る 旧 共 済 組 合

- 2 例通算退職年金の額 四条の規定により算定した額に百十分の十を乗じ て得た額
- 九 七一を乗じて得た額とする。
- 3 則第三十八条第八項及び第十項の 規定 は、 特 例 通算退職年金につ 1 て準用する。

例 障害年金 の支給

2

- 全礎とし · 一 条 て 施行日の前日において障害年金を受ける権利を有して 特例障害年金を支給する。 、 た 者 に 0 7 て は 当 該障害年 金 0 額  $\mathcal{O}$ 算 定 の基礎となって いる旧農
- 項 いて給付 旧 制度農林 いて 事由 職 共済法第三十九条第一項 が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三 務による特例障害年金」という。 の額は、 施行日 0 前 日におけ る昭和六十年農林共済改正 法附則第三十五条第 一項 、各号に掲げる額 一(第五に 一日 の合

する額 )を加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。 に○・九七一を乗じて得た額とする。 百分の に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは、 表第二の上欄の一級に該当する者にあっては百分の六十八・七五とし、 級に該当する者にあっては百分の二十八・五とし、 次項において同じ。)に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五 七 +Ŧi. 旧 制度農林共済法別表第二の 上欄の一級に該当する者にあ ただし、 同欄の二級に該当する者にあっては百分の十九とする。以下この項及び第五項におい 特例障害年金の額が、 同欄の二級に該当する者にあっては百分の七十八・二五とする。 っては百分の百二十五とし、 施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共 同欄の二級 に該当する者 旧 制度農林 共済法別 に 当 )に相当 は て同じ 加 百 分

これらの規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害 項の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた 金」という。)の額は、 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、 する額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 相当する額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行目前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相 旧 。以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 体職員共済組合法第三十 律 韶 当該控除した額を特 和三十 -九年法 -九条第 百 障

施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、改定率を乗じて得た額

害年金

の額とする。

:共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算施行日以後における障害年金の額(当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額 適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。) 年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用 があるときはこれ 定した額とし、 とみなされ 5 0 規 、旧 定 国 農

5 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、 障害年金の 務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、 額 のうち、 その算定の基礎となっている施行日前平均標準給与年額の百分の 労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなっ 九・五に相当する額に○・九七 一を乗じて得 当該職務による特 た額 たときは の支給を停止 年

止前 制 相当する額 度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、 」とあるのは、 「相当する額に○・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 職務によらない 特例障害年金の支給の 停 止 に つ 1 て準用する。 この 場 おい て、 同

7 の規定により改定されたときは、 例障害年金 一の額 は、 当該特例障害年 その改定され 一金と同 0) 給付事由 た後の障害の程度に応じて、 に基づいて支給される障害年金 その特例障害年金の額を改定する 一の額 廃止 前昭和六十 ·年農林共済改正 法 附 則第三十六条第

8 和 六十年農林共済改正法附則第三十六条第二項 の規定は、 特例障害年金につい て準用 がする。

#### 年 金

を基礎として特例遺族年金を支給する。 施行日の前日において遺族年 金を受ける権利を有 して い た 者に 0 1 7 は、 当 該 遺 族年 金 0) 額  $\mathcal{O}$ 算 定 の基礎となって いる旧 農 林 共 合 期 間

- 2 乗じて得た額とする。 特例遺族年金」という。)の額は、 分の十九に相当する額を控除した額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額に○ 旧 .制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第.5年額の百分の十九を加算した額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。て得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・○七五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に施. 制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺 施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金(第八項にお -均標準 . て \_ 与 九 務 平均標 七一を 年 に 額 よる  $\mathcal{O}$
- 定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、 定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 旧 施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規
- 分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、 旧 制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正 施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による 額 遺 に百年
- 5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年 :六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 金 額 は 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 に お ける
- 6 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときな農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。 旧 制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額 は、 廃 止 前 昭 和 1.六十年
- 7 た額 を特例遺 族 年金の額とする。 ときは、 当 該 控 除
- れていたときは、 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額 当該加算する額を控除した額)に、 改定率を乗じて得た額 (昭 和 六十 -年農林共済改正 法附則 第四十一条第一 項 Ó 規定に ょ ŋ その 額 が 加 算
- あるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 額を控除した額とし、 施行日以 後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の 五. 規 定 該  $\mathcal{O}$ 加 適用 算す
- 務 たときは六年 る特例遺族年金 年 · 金 の 額 のうち、 間 労働者災害補 その算定の基礎となっている施行日前平均標準給与年額の百 旧農林共済組合の組合員又は組合員であった者の死亡について、 償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われ 分の 労働基準法第七十九 十九に相当する額に○ 条の規定による遺 九七一を乗じて得 る間 族 補 た額 当 が 該 行 支給を 職 わ 務にる

- 9 て準用する。 旧制 度農林共済 5法第四 十九条の二第二項 の規定は、 特例遺 族 年 金 同 項 の職務上傷病によらない死亡に係るものに限 る。 0) 支給 停 止 に つい
- 10 廃止前旧制 度農林共済 法第四十七条から第四十九条までの規定は、 特例遺族年金の支給について準用する。

### (特例通算遺族年金の支給)

第四 合員期間を基礎として特例通算遺族年金を支給する。 一十三条 施行日の前日において通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、 当該通算遺族年金 の額の算定の基礎となっている旧農林共済組

- 2 当該特例通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。 特例通算遺族年金の額は、当該特例通算遺族年金を特例通算退職年金とみなして附則第四十条第二項の規定によりその額を算定するも のとし た場合の
- 3 止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項の規定は、 特例通算遺族年金について準用する。

### (特例老齢農林年金の支給)

合算対象期間 同 済組合員期間以外の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、 表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に掲げる者(特例退職共済年金の受給権者を除く。 及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。 同条第二項に規定する保険料免除期間、 が二十五年に満たないときは、 が、 同法附則第九条第一項に規定する (旧農林共済組合員期間、旧農林 同欄に掲げる者の区

昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	六十歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳
昭和三十六年四月二日以後に生まれた者	六十五歳

- 2 止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項及び第十二条の規定は、 前項の特例老齢農林年金の支給について準用する。
- 3 特例老齢農林年金の額 は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 0) げる割合 千分の一・四二五(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、 特例老齢農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年以上である者 (特定受給権者にあっては、千分の○・四七五))に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額 同欄に掲げる者の区分に応じ、 同表の 平均給与月額 第三欄に
- 千分の〇・七一三(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第 特例老齢農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年未満である者 一欄に掲げる者については、 同欄に掲げる者の区分に応じ、 同表の 平均 給与月 第 兀 欄

廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三条第一項の規定は、第一項の特例老齢農林年金の支給について準用する 掲げる割合 (特定受給 権者にあっては、千分の〇・二三八))に相当 する額に旧 農林共済組合員期間の月数を乗じて得 額

4

- 5 以下この項において「合算期間」という。)が二十年未満であった者に限る。)が、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときに合算期間が二十 上である場合は、 移行厚生年金被保険者である特例老齢農林年金の受給権者(その権利を取得した当時、 当該特例老齢農林年金の額を第三項第一号の規定の例により算定した額に改定する。 旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算し た 期間 年
- 6 る老齢厚生年金の支給を受けることとなったときは、 特例通算退職年金の受給権者 (施行日の前日において厚生年金保険法による老齢厚生年金を受ける権利を有する者を除く。) 特例老齢農林年金を支給する。 ただし、 その者が六十歳に満たない間は、 その支給を停止 が、 施 行日 以 後同 する。 法 によ
- 7 前項の場合においては、当該特例通算退職年金は支給しない。
- 8 年金の額とする。 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 当該控除し た額を特例老齢農
- こととなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額(施行日以後老齢基礎年金の支給を受ける した額を控除した額
- 二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用 生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、 るところにより算定した額とする。 るときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されて 老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一 項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給 があるときはこれらの規定の適用がないものとして政 国民年金法第二十七条の四若しくは第 与の月額 令で定め が厚
- |則第三十八条第八項本文及び第十項の規定は、 特例老 一齢農林年金に うい て準 十用する。

9

### (特例障害農林年金の支給)

- 1十五条 るものに限る。 その者に特例障害農林年金を支給する。 厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日において旧農林共済組合の組合員であった者 が、 同項ただし書(昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 (同項に規定する障害認定日が施行日 しに 設当す 以 後に
- 2 分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数 特例障害農林年金の額 十七条第二 項に規定する障害等級の一級に該当する者にあっては、その額の百分の百二十五に相当する額) は、 平均標準給与月額 (附則第十六条第九項及び第十項に規定する平均標準給与月額をいう。 (当該月数が三百未満であるときは、 三百) を乗じて得た額 とする。 次 条第二項において同じ。 ( 障 !害の程度が厚生年金 )の千 険法
- 3 厚生年金保険法第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。
- 4 農林 共済法第 二十三条の二及び廃止前昭和六十年農林共済改正 法附則第十条の規定 0) 適用につい 、ては、 特例障害農林年金を障害共済年金とみな

すほ 例 障害農林年金に関し、 政令で定める。 国民年金法第二十条その他これ 5 の規定に相当する併給  $\mathcal{O}$ 調整に関する規定であって政令で定めるも のを適 用 でする場

5 各項に定めるもののほか、障害の程度が減退又は増進した場合における額の改定その おいて必要な事項は、 他特例障害農林年金の支給に関し必要な事項 は、 政令で定める。

#### 特例 族 農林年金の支

第四 一十六条 移行厚生年金被保険者が死亡した場合であって、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書(昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項の-六条 旧農林共済組合の組合員であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に特例遺族農林年金を支給する。

- 定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。)に該当するとき。
- 一 旧農林共済組合の組合員であった間に厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日がある傷病により当該初診日から起算し 日 前に死亡した場合であって、同法第五十八条第一項ただし書に該当するとき。 て五年を経 する
- 2 特例遺族農林年金の額は、平均標準給与月額の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三 廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄の三級に該当する障害年金の受給権者が死亡したとき。 百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。 三
- 3 金について準用する。 、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条第一項、第六十二条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十 特例遺族農林 条ま 年
- を遺族共済年金とみなすほか、特例遺族農林年金に関し、 遺族共済年金とみなすほか、特例遺族農林年金に関し、国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定廃止前農林共済法第二十三条の二及び第二十三条の三並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用については、 るものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。 する規定であって政 特例遺族農林年金 の令で定

#### 例 一時金の支給

四 一十七条 特例一時金は、旧農林共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

- 引き続き組合員であったもの又は同日前に退職した者に限る。)が、六十歳に達した場合において、 年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、 旧農林共済組合員期間が一年以上二十年未満である者(昭和六十一年三月三十一日において旧農林共済組合の組合員であった者で同年四月一日 特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。 その者の請求があったとき。 ただし、 その が特 後
- 71 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(次項第二号及び附則第五十一条第一項において「昭 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 族共 〈済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。第三十八条第二項の退職一時金を受けた者が六十歳に達した場合において、その者の請求があったとき。ただし、その者が 金の額は、 金の区分に応じ、 和五十四年改正前 (昭和五十四年法律第七十 特 の農林共済法」と 例年金給付 五号

2

時

次の各号に掲げる特例

一時

それぞれ当該各号に定める額とする。

- 前項第 一号の規定による特例 一 時 時 金 旧 制度農林共済法第三十八条第二項から第四項までの規定の例により算定した額
- 前項第二号の規定による特例 金 昭和五十四年改正前の農林共済法第三十八条の二第二項から第四項までの規定の例により算定

#### 例

第四 一十八条 令により、 特例年金給付 その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる (特例障害共済年金) 特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く。 の受給権を有する者につい 7

#### 出

- 第四 1十九条 で定める書類その他の物件を提出しなければならない。 特例年金給付の受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、 存続組合に対し、 農林水産省令で定める事項を届け出、 か ~つ、 農林水産省
- 2 とができる。 受給権者が、正当な理由がなくて、前項の規定による届出をせず、 又は書類その他の物件を提出しないときは、 特例年金給付の支払を 時 差し 止 める
- 3 続組合に届け出なければならない。 特例年金給付の受給権者が死亡したときは、 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) の規定による死亡の届出義務者は、 十日以 内に、 その 旨 を存

### 令への委任

第五 附則第三十一条から第四十八条までに定めるものの ほ か、 特例年金給付及び特例 時金に関 し必要な事項 んは、 政令で定める。

#### 職 時 金等の返還に関する経過措置

- 五 還義務者」という。) 等として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項において「退職一時金支給額等」という。)を返還すべき者(次項において「施行日前 廿一条 職一 項若しくは第十七条又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該退職一時金 . 附則第五十二条第二項 以下この条において「退職一時金等」という。)の支給を受けた特例年金給付の受給権者であって、施行日前において旧農林共済法附則第十六条第 時金等の返還については、 昭和五十四年改正前の農林共済法の規定による退職 が、 (同条第六項において準用する場合を含む。) の申出 (次項において「控除返還の申出」という。 旧農林共済法附則第十六条第二項(旧農林共済法附則第十七条において準用する場合を含む。)又は昭和六十年農林共済改正 なお従前の例による。 一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含み、 )をしなかった場合における 政令で定めるも のを除 返
- により、 施 おいては、その控除後の額をもって、当該年金たる給付の額とみなす。 行目前に控除返還の申出があった場合における施行目前返還義務者に係る退職 は、その控除後の額をもって、当亥Fミニッキト)では、その控除後の額をもって、当亥Fミニッキ例年金給付その他の政令で定める年金たる給付の支給期月ごとの支給額から順次控除することによりううここにでよった例年金給付その他の政令で定める年金たる給付の支給期月ごとの支給額等に相当する額の返還については、特別年金給付その他の政党によります。 順次控除することにより行うことができるものとする。 政 令で定めるところ この場合
- 3 時 金等の支給を受けた者であって、 施行日以後において特例退職共済年金その他 の政令で定める年金 (以下この条において 「特例退職共済 年金

等」という。)を受ける権利を取得した者(次項及び第五項において「施行日以後返還義務者」という。)は、 を加えた額 内に、一時に又は分割して、 (次項及び第五項において「退職一時金返還額」という。 存続組合に返還しなければならない。 )を当該特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月 当該退職 時 金等の額 に利子に から 当 する

- る日以前に、 控除対象特例退職共済年金等」という。)の額から控除することにより返還する旨を特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過 施行日以後返還義務者は、 存続組合に申し出ることができる。 前項の規定にかかわらず、 退職一時金返還額に相当する額を特例退職共済年金その他の政令で定める年金 (次項に お いて「
- 5 特例退職共済年金等の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができるものとする。 前項の申出があった場合における施行日以後返還義務者に係る退職一時金返還額に相当する額の返還については、 控除対象特例退職共済年金等の額とみなす。 この場合においては 政令で定めるところにより、 その控除後の 感をもつ
- とし、その利率は、 第三項に規定する利子は、 政令で定める。 退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日 の前日の属する月までの期間に応じ、 複利計 算の方法によるも
- 額に係る移行農林共済年金若しくは移行農林年金又は特例年金給付(以下この項において 保険給付の受給権を有することとなった者が第三項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法による年金たる保険給付 れた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額(以下この項において「保険給付支払額」という。)からその年中に返還した返還額 係る所得税法 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による年 当該返還額から当該 |給付支払額から控除する限度額とする。 いて同じ。)を控除して得た額とする。 (昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払 特例年金給付等の額 この場合において、 (その額が当該返還額を超えるときは、 当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、 当該返還額を限度とする。)を控除して得た額とする。 「特例年金給付等」という。)がその年中に支払われた場合に 当該保険給付支払額をもって、 以下この項 (当該返還 金たる 当該
- 各項に定 めるもののほ 退職 時 金等 0 返 還に関し必要な事 項 は、 政令で定める。

## (企業年金基金の業務の受託)

給付の支給及び掛金の額の算定に関する業務その他の業務を行うことができる。 おいては、 存続組合は、 附則第二十五条第三項の規定にかかわらず、 農林漁業団体等が確定給付企業年金法 同法第九十三条の規定により、 (平成十三年法律第五十号) 当該基金型企業年金からの委託を受けて、 第二十九条第一項に規定する基金型企業年金を実施する場合 確 定給付企業年金

続組合は 前 項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、 農林水産大臣 の認可を受けなけ ればならない。

#### (国の補助)

十八条 昭和三十六年四月一日前の旧農林共済組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、 玉 は、 毎年度、 予算で定めるところにより、 特例年金給付に要する費用のうち、 次に掲げる額を補助することができる。 百分の二十の範囲内で政令で定

る割合を乗じて得

- $\mathcal{O}$ 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分 四分の一に相当する額 .第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に相当する額 (昭和六十年国民年金等改正
- 2 玉 は、 予算の範囲内において、
- 3 玉 は、 前二項の規定により補助する額を、 3する額を、政令で定めるところにより、存続組合に交付しなければならない。存続組合の事務に要する費用の一部を補助することができる。

三十万円以下の罰金に処する。

- 第六十二条 林共済法」という。)第七十四条第一項又は第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、六十二条 附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(次 (次条及び附則第六十四条において単に「 又は検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者はおいて単に「廃止前農
- 2 、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、存続組合又は受託者に対しても同項の刑を科する。存続組合又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、存続組合の業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財 産 に 関

次の各号のいずれかに該当する場合には、存続組合の役員を二十万円以下の 過 料に処する。

- 廃止前農林共済法第五条の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- この法律又は存続組合の定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 廃止前農林共済法第六十九条第四項の規定に違反して、 公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 廃止前農林共済法第七十条第一項の規定に違反して、 業務上の余裕金を運用したとき
- 廃止 前農 林共済法第七十三条の規定による農林水産大臣の監督上の命令に違反したとき。
- 第六十四条 に処する。 廃 止 前農林共済法第六条の規定に違反して、 農林漁業団 体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、 十万円 以 下 0 過

第六十五条 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、 附則第四十九条第三項の規定に違反して、 届出をしないときは、 十万円以 下の 過 一料に処する。

国 民年金法 0 部改正 に伴う経

第六十九条 て支給される国民年金法による年金たる給付について適用し、 前 条の規定による改正 正後の国民年金法経過措置) (以下この条において「新法」という。) 施行日前 の月分として支給される同法による年金たる給付については、 第二十条第 一項及び第二項の規定は、 施行日以後の なお従前 月 例によ 分とし

- 2 保険給付とみなす。 法第二十八条第 項 の規定 の適用については、 移行農林共済年金、 移行農林 年金又は特例年金給付を同 項に規定する厚生年金保険 法 による年金たる
- 3 条第五項ただし書に該当する場合を除く。 新 法附則第七条の二の規定は、 旧農林共済組合員期間につき旧 )について準用する。 農 |林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した場合 间 農林共済法第十八

国 置

第百 場 本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定 合を含む。 一条 条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付(特例老齢民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過 )の適用については、 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。 (沖縄振興開発金融公庫法金給付(特例老齢農林年金、 (昭和四十七年法律第三十一号) 第十九条第五項において特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く。) は、 において準 ずる 会社

.税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第百 して、 年 金、 三条 同条の規定を適用する。 特例退職年金、 移行農林共済年金のうち退職共済年金、 特例減額退職年金、 特例通算退職年金及び特例老齢農林年金に係る債権は、 移行農林年金のうち退職年金、 減額退職年金及び通算退職年金並びに特例年金給付のうち特例退 国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみな 共済

2 附則第四十七条第一項に規定する特例 時 金に係る債権は、 国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、 同条の 規定を適用 ずる。

、労働者災害補償保険法  $\mathcal{O}$ 正

第百 1十六条 别 表第一 第三号中「、 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 又は農林漁業団体職員共済組合法 (昭 和三十三年法律第九

を 「又は私立学校教職員共済法

労働者災害補償保険法 の一部改正に伴う経過措置

第百十七条 場合及び当該同一の事由により厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の (平成十三年法律第百一号) 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、 附則第二十五条第四項第二号又は第三号に掲げる特例障害共済年金又は特例遺族共済年金が支給される場合」とする。 同号中 「規定する場合」とあるのは、 「規定する

童扶養手当法の一 部 改正に伴う経過措 置

百二十四条 に規定する公的年金給付とみなす。 移 行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付は、 児童扶養手当法の適用については、 前条の規定による改正後の同法第三条第二

+

九

#### 附則別表第一

-· OO	昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで
一・〇六	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで
-·	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで
一•一四	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで
	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで
•   11   11	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで
一•四一	昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで
一・五三	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで
一・八五	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで
二・一七	
二・九六	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで
三・四一	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで
四・四七	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで
五・○五	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
五・一九	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで
五・六五	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで
六・四六	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
七・〇二	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで
七・六五	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
八·四七	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
九・一六	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで
一一・〇八	昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで
	昭和三十四年三月以前

に掲げる率 に掲げる率 の 昭和五年四月一日以前に生まれた者 附則別表第二 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄

朴	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで ー ・ 二二七	和六十二年四月から昭和六十三年三月ま	一 - 1   1   七

ー・一六〇	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・二三四	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二六六	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
一・二九八	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで
	じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
の上欄に掲げる期間の区分に応	三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
〇・九八〇	平成十年四月以後
〇・九八八	平成九年四月から平成十年三月まで
一・〇〇八	平成八年四月から平成九年三月まで
-·O	平成七年四月から平成八年三月まで
-·O	平成六年四月から平成七年三月まで
OE-	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇五二	平成四年四月から平成五年三月まで
一・〇八三	平成三年四月から平成四年三月まで
一・一三五	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・二〇八	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
一・二三九	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
1・11七〇	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで
	じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
の上欄に掲げる期間の区分に応	二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
〇・九八〇	平成十年四月以後
〇・九八八	平成九年四月から平成十年三月まで
一•○○八	平成八年四月から平成九年三月まで
1.011	平成七年四月から平成八年三月まで
	平成六年四月から平成七年三月まで
1.0111	平成五年四月から平成六年三月まで
一・〇四一	平成四年四月から平成五年三月まで
1.041	平成三年四月から平成四年三月まで
一· 二二四	平成元年十二月から平成三年三月まで
一・一九六	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

三 元 六 六 六 六 元 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一・〇八〇	平成四年四月から平成五年三月まで
平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 昭和六十三年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 昭和六十三年四月から平成二年三月まで 昭和六十三年四月から平成三年三月まで 昭和六十三年四月から平成三年三月まで 昭和六十三年四月から平成三年三月まで 日末で 日本十二年四月から平成三年三月まで 日本十二年三月まで 日本十二年四月から平成三年三月まで 日本十二年三月まで 日本十二年四月から平成三年三月まで 日本十二年三月まで 日本十二年四月から平成三年三月まで	-·	平成三年四月から平成四年三月まで
平成二年四月から平成二年三月まで 四和二十二年四月から昭和二十二年三月まで 昭和二十二年四月から昭和二十二年三月まで 昭和二十二年四月から昭和二十二年三月まで	一・一六五	年十二月から平成三年三月ま
平成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで 中成二年四月から平成二年三月まで		昭和六十三年四月から平成元年十一月まで
平成二年四月から平成二年三月まで平成二年四月が高速ででで成二年四月が高速ででではばる率に対応では、1年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで第1年でに対応では、1年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで平成二年1月まで第1年でに対応では、1年1月から平成二年1月まで平成二年1月まで第1年でに対応では、1年1月から平成二年1月まで第1年でに対応では、1年1月までに対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に		
平成二年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで		昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで
平成二年四月から平成九年三月まで平成九年三月まで平成九年三月まで平成九年三月まで		に掲げる率
平成三年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和七年四月から平成九年三月まで 昭和六十二年四月から平成五年三月まで 昭和六十二年四月から平成五年三月まで 平成五年四月から平成五年三月まで 平成五年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成十二年三月まで 平成十年四月から平成十二年三月まで 平成十年四月から平成十年三月まで 平成十年四月から平成十二月まで 平成十年四月から平成十年三月まで 平成十年四月から平成十年三月まで	に応じて、それぞれ同表の下欄	昭和八年四月二日以後に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった月が属する次の
平成三年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和六十年十月から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合 昭和六十三年四月から平成九年三月まで 昭和六十三年四月から平成元年十一月まで 昭和六十三年四月から平成元年十一月まで 平成二年一月から平成元年十一月まで 平成元年十二月から平成元年十一月まで 平成元年十二月から平成元年三月まで 平成元年十二月から平成元年三月まで 平成元年十二月から平成元年三月まで 平成元年十二月から平成元年三月まで 平成元年十二月から平成元年三月まで 平成元年四月から平成元年三月まで 平成元年四月から平成七年三月まで 平成九年四月から平成七年三月まで 平成九年四月から平成十二年三月まで 平成九年四月から平成十二年三月まで 平成九年四月から平成十二年三月まで 平成九年四月から平成十二年三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年四月から平成十二三月まで 平成九年三月まで 十二年 下 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	〇・九八〇	平成十年四月以後
平成三年四月から平成五年三月まで 平成五年四月から平成九年三月まで 平成大年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和六十三年四月から平成九年三月まで 昭和六十三年四月から平成二年三月まで 昭和六十三年四月から平成二年三月まで 昭和六十三年四月から平成二年三月まで 平成三年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで	〇・九八八	成十年三月ま
平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十三年四月から平成五年三月まで 昭和六十三年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで		平成八年四月から平成九年三月まで
平成三年四月から平成四年三月まで 平成五年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和六十二年四月から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで 昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで 昭和六十三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成七年三月まで	一・〇一六	平成七年四月から平成八年三月まで
平成三年四月から平成五年三月まで 平成五年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十三年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十三年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成三年三月まで 平成三年四月から平成三年三月まで	一・〇三八	四月から平成七
平成四年四月から平成五年三月まで 平成五年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで での間に生まれた者 旧農林共済組合の組合じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 で和六十三年四月から昭和六十二年三月まで の昭和六十三年四月から昭和六十二年三月まで で和六十三年四月から平成五年十一月まで で成三年四月から平成五年三月まで で成三年四月から平成五年三月まで で成三年四月から平成五年三月まで	一・〇五九	平成五年四月から平成六年三月まで
平成三年四月から平成四年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで 平成二年四月から平成二年三月まで で成二年四月から平成二年三月まで で成二年四月から平成二年三月まで 昭和二十二年四月から昭和二十二年三月まで 昭和二十二年四月から昭和二十二年三月まで 昭和二十二年四月から昭和二十二年三月まで 昭和二十二年四月から平成四年三月まで 平成三年四月から平成四年三月まで 昭和二十二年四月から平成四年三月まで 平成三年四月から平成四年三月まで 平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇	五年三月ま
平成二年四月から平成五年三月まで 平成二年四月から平成五年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで の昭和六十二年四月から昭和八十二年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	_	平成三年四月から平成四年三月まで
四和六十三年四月から平成元年十一月まで  平成二年四月から平成九年三月まで  平成九年四月から平成九年三月まで  平成九年四月から平成九年三月まで  平成九年四月から平成九年三月まで  平成九年四月から平成九年三月まで  平成九年四月から平成九年三月まで  平成十年四月から平成九年三月まで  で和六十年十月から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率  昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで  昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで		平成元年十二月から平成三年三月まで
昭和六十二年四月から平成四年三月まで 昭和六十二年四月から平成五年三月まで 昭和六十二年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成九年三月まで で成九年四月から平成十年三月まで の間に生まれた者 旧農林共済組合の組合じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 の和六十年十月から昭和六十二年三月まで	・  国〇	+
四和六十年十月から昭和六十二年三月まで 田和六十年十月から昭和六十二年三月まで で		昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 で成三年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成九年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成九年三月まで 平成十年四月から平成九年三月まで で成十年四月から平成九年三月まで で成十年四月から平成九年三月まで で成十年四月から平成九年三月まで で成十年四月から平成九年三月まで	$\equiv$	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで
昭和七年四月から平成四年三月まで         平成二年四月から平成二年三月まで         平成二年四月から平成二年三月まで         平成二年四月から平成二年三月まで         平成二年四月から平成二年三月まで         平成十年四月から平成二年三月まで         平成十年四月から平成二年三月まで         平成十年四月から平成二年三月まで		じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
十年四月以後       一・         十年四月以り中成       一・         九年四月から平成       一・         九年四月から平成       一・         九年四月から平成       一・         九年四月から平成       一・         九年四月から平成       一・         九年四月から平成       一・         一・       一・ <t< td=""><td>注欄に掲げる期間の区分に応</td><td>昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合</td></t<>	注欄に掲げる期間の区分に応	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合
九年四月から平成九年三月まで       ー・         九年四月から平成九年三月まで       ー・         九年四月から平成九年三月まで       ー・         九年四月から平成九年三月まで       ー・         九年四月から平成九年三月まで       ー・         一・       一・         日本       一・	〇・九八〇	平成十年四月以後
八年四月から平成九年三月まで       ー・・         七年四月から平成九年三月まで       ー・・         四年四月から平成九年三月まで       ー・・         四年四月から平成九年三月まで       ー・・         三年四月から平成九年三月まで       ー・・	〇・九八八	十
四月から平成八年三月まで       一・四月から平成四年三月まで         四月から平成四年三月まで       一・四月から平成四年三月まで	一・〇〇八	八年四月から平成九年三月ま
四月から平成七年三月まで       一・四月から平成五年三月まで         四月から平成四年三月まで       一・四月から平成四年三月まで	-·O	平成七年四月から平成八年三月まで
四月から平成五年三月まで       一・四月から平成四年三月まで         四月から平成四年三月まで       一・四月から平成四年三月まで	1 • 011111	から平成七年三月ま
	一・〇五三	四月
		平成四年四月から平成五年三月まで
	一・一〇六	平成三年四月から平成四年三月まで

〇・九八〇	平成十年四月以後
〇・九九一	平成九年四月から平成十年三月まで
・○○□	平成八年四月から平成九年三月まで
一・〇一六	平成七年四月から平成八年三月まで
一・〇三八	平成六年四月から平成七年三月まで
一・〇五九	平成五年四月から平成六年三月まで

#### 附則別表第三

昭和五年四月一日以前に生まれた者   一	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	・  七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇回

 $\bigcirc$ 

#### (非課税)

第十三条 でない。 租税その他の公課は、 組合の給付として支給を受ける金額を標準として、 課することができない。 ただし、 退職共済年金については、 この限り

### 、給付額等の端数計算

第二十二条 じたときはこれを百円に切り上げる。 規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額に五十円に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、 給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その給付の額(第三十八条第一項、 五十円以上百円に満たない端数を生 第四十三条第一項又は第四十八条の

#### **(**略

# (支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害 一時金の受給権者が死亡した場合において、 その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けな

つたものがあるときは、 第二十 四条及び第二十六条の規定に準じて、 これをその者の遺族に支給し、 支給すべき遺族がないときは、 当該死亡し た者の

- 2 十六条の規定に準じて、 遺族共済年金の受給権者が死亡した場合において、 これをその者以外の遺族に支給し、 その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、 支給すべき遺族がないときは、 当該死亡した者の相続人に支給する。 第二十四条及び 第二
- 3 ときは、 前二項の規定により支払未済の給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、 残りの同順位者のうちの一人とする。 以下この項において同じ。)に支給することができるものとし、 その全額をその一人(同順位者のうちにその権利を失つた者 この場合において、 その一人に対してし

#### 死亡の推定)

全員に対してしたものとみなす。

第二十九条 となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、 からない場合にも同様とする。 若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明 つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明ら二十九条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗 かとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項の規定の適用については、その船舶が 転覆し、滅失し、 若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、 かつ、 その死亡の 沈没し 失し、

#### (給付の制限)

- 三項において同じ。 遺族給付の受給権者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受ける権利を取得することとなる者を故意に死亡させた者にも、 一十条 遺族給付 ) は、 (遺族共済年金及び第二十八条第一項の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付をいう。以下この条及び第三十二条第 組合員、組合員であつた者又は遺族給付の受給権者を故意に死亡させた者には、支給しない。組合員、 組合員であつた者又は 同様とする。
- 前項の場合において、 遺族給付の支給を受ける権利を有する同順位者がなく、後順位者があるときは、その者にこれを支給する。
- 3 この法律に基づく給付を受けるべき者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、 の額のうち、 第二十三条の二第二項各号に定める額の一部を支給しないことができる 退職共済年金、 障害共済年金又は遺族 从共済年

### (給付金からの控除)

当該組合員であつた者が組合に対して支払うべき金額があるときは、 組合員であつた者又は組合員であつた者の遺族 (第二十八条第 一項及び第二項に規定する相続人を含む。) 当該給付金からこれを控除する。 に支給すべき給付金がある場合に

### 給付を受ける権利の時効)

第三十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、 その給付事由が生じた日から五年間行わないときは、 時効により消滅する。

2 3 (略

(給付を受ける権利の保護)

第三十三条 この法律に基く給付を受ける権利は、 譲渡し、 担保に供し、 又は差し押えることができない。

2 (略)

3 退職共済年金を受ける権利は、 国税滞納処分 (その例による処分を含む。) による場合には、 第一項の規定にかかわらず、 差し押えることができる。

(損害賠償の請求権)

第三十四条 賠償の請求権を取得する。 組合は、 第三者の行為によつて生じた給付事由に基づいて給付をしたときは、 その給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害

2 前 ・項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、 組合は、 その価額の限度で、 給付をしないことができる。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十五条 偽りその他不正の行為により給付金を受けた者があるときは、 組合は、 その者から、 その給付に要した費用の全部又は 部を徴収することが

できる。

(期間計算の特例)

第七十七条の二 この法律の規定による請求、申出又は届出に係る期間を計算する場合において、 ものであるときは、 郵送に要した日数は、 その期間に算入しない。 その請求、 申出又は届出が書面の郵送により行な わ れた

(戸籍書類の無料証明)

第七十八条 受ける権利を有する者の戸籍に関して、無料で証明を行うことができる。 法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対し、 市町村長(特別区の区長を含むものとし、 当該市町村の条例で定めるところにより、 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、 組合員、 組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を 組合員又はこ

0 農林漁業団体職員共済組合法等の 一部を改正する法律 (平成十二年法律第二十四号) 第二条による改正前の農林漁業団体職員共済組合法 (抄

[旧農林共済法]

#### 附 則

時 金 返

ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「退職一時金支給額等」という。)に相当する額を当該退職共済年金等を受 を除く。)の支給を受けた者が、 、)の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下「退職共済年金等」という。)を受ける権利を取得したときは、第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含み、政 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 (昭和五 政令で定めるも 、当該退職一時金政令で定めるもの 七十

旨を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることができる。前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、退職一時金支給額等に相当する額を当該退職共済年金等の額から組合が控除することにより返還

3 • 4

額に利子に相当する額を加えた額に相当する額(同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する退職一時、十七条(前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を取得したときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する退職一時 給額等に相当する額から同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を控除した額)を当該遺族共済年金を受ける権利を取得した日の属する月 から一年以内に、 一時に又は分割して、 組合に返還し なければならない。この場合においては、 同条第二項から第四項までの規定を準用する。 金金支の

 $\bigcirc$ 林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律 制度農林共済法〕 (昭和六十年法律第百七号) による改正前 の農林漁業団体職員共済組 合法 (抄)

一時

旧

(略

脱退一時金の額は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

退職した後に六十歳に達した場合又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳に達した場合 次のイ及び口に掲げる額の合計

平均標準給与の日額に、 組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額

退職した日又は任意資格喪失事由に該当した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額 前号イに掲げる額

:項第一号口に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。六十歳に達した後に以職した場合又は六十歳に達した後に任意資格喪失事由に該当した場合 政令で定める。

3

4 項 の規定は、 脱退一時金の額の計算の基礎となるべき組合員又は任意継続組合員であつた期間が二以上ある者の脱退 一時金の額を算定する場

 $\bigcirc$ 第二条による改正前の農林漁業団体職員共済組合法 和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等 抄) [昭和五十四年改正前の農林共済法] Ò 部を改正する法律 (昭和五 十四年 法律第七十五号)

### 職 時

第三十八条 意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。三十八条(組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職したとき、又は組合員期間が二 定により計算した額がないときは、この限りでない。 ただし、 十年未満である任 次項の規

- 退職一時金の額は、
- 平均標準給与の日額に、 額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

前条第三項に定める通算退職年金の年額に、 前項の規定に該当する事由が生じた日における年齢に応じた別表第一の二に定める率を乗じて得た額

#### 3 4 略

#### 一時 金

第三十八条の二 おいて同じ。 )が退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつたときは、 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者(同条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。 返還一時金を支給する。 以下次条第一 項及び第五十条の二 第一 項

- 号に掲げる額。 害年金を受ける権利を有する者となつた日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。 返還一時金の額は、 以下次条第一項及び第五十条第二項において同じ。)、当該退職一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該退職年金 その者の退職一時金の額の計算の基礎となつた前条第二項第二号に掲げる額(その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、 立又は障 同
- 4 3 項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
- 第三十七条の三第六項の規定は、 前条第二項の退職 一時金の給付事由が二回以上生じた者の返還一 時金の額に準用する。

## 5

 $\bigcirc$ す うる法律 農林漁業団体職員共済組合法等の一 昭昭 和六十年法律第百七号) 部を改正する法律 (抄) 〔昭和六十年農林共済改正 (平成十二年法律第 ·四号) 第五条による改正 前 の農林漁業団体職員共済組 合法 0 を改一

#### 附 則

# 時

。)に相当する額を施行日の属する月(施行日において当該退職年金等の支給がその全額について停止されている者 給を受けた者であるときは、 .て退職年金等の支給が停止されている者」という。) にあっては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなった日の属する) に相当する額を施行日の属する月(施行日において当該退職年金等の支給がその全額について停止されている者(以下この条において「施行日にお の翌月)から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。 の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金及び返還一時 退 職年金、 減額退職年金又は障害年金 その者は、 当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条においてご時金支給額等」という足による退職一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含み、政令で定めるものを除く。)の支は障害年金(以下この条において「退職年金等」という。)の受給権者が五十四年改正法第二条の規定による改正

る月 (施行日に の翌月の初日) 項に規定する者は、 ·初日)から六十日を経過する日以前に、組合に申し出るこだいて退職年金等の支給が停止されている者にあつては、 [年金等の支給が停止されている者にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日同項の規定にかかわらず、一時金支給額等に相当する額を当該退職年金等の額から組合が控除することにより返還する旨 組合に申し出ることができる。 この属す を 施

### 5 5 (略)

各項の規定は、 第一 項に規定する退職一 時金又は返還一 時 金の支給を受けた者の遺族である遺族年金の受給権者について準用する

玉 民 年金 法 等 。 の 一 部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号) 抄) 丽 和六十年国民年金等改正 法

0

#### 附 則

及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、 民年金 の管掌者たる政府は、 毎年度、政令で定めるところにより、 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、 実施機関たる共済組合等に対して交付する。 障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用<sup>迟職</sup>年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金

として政令で定める費用を、

昭 は 死亡した共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。)又は共障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)附則第六条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除な組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)附則第六条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除る。 加入者期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の給付に要する費用のうち、 昭和三十六年四月 項第二号及び私立学校 一日以後の当 <u></u>の 額に相当する部分の当該組合員期間 教 **小職員共** ~ 又

に相当する部

・に支給する遺 族年金の給付に要する費用のうち、 昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金 )又は共済組合の組 一の額 合員であ に相当 つた者の 1する部

3 · 4 分

(略)

 $\bigcirc$ 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) (抄)

第二十七条 (年金額) 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、 保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

一三、八〇〇円	一三年以上一四年未満
三、二〇〇円	一二年以上一三年未満
一二、六〇〇円	一一年以上一二年未満
11、000円	一〇年以上一一年未満
年 金 額	保険料納付済期間
下欄に定める額とする。	前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。
四〇、八〇〇円	三九年以上四〇年未満
三九、六〇〇円	三八年以上三九年未満
三八、四〇〇円	三七年以上三八年未満
三七、二〇〇円	三六年以上三七年未満
三六、〇〇〇円	三五年以上三六年未満
三回、八〇〇円	三四年以上三五年未満
三三、六〇〇円	三三年以上三四年未満
川!!、邑〇〇田	三二年以上三三年未満
川, 川〇〇田	三一年以上三二年未満
11O, OOOE	三〇年以上三一年未満
二八、八〇〇円	二九年以上三〇年未満
二七、六〇〇円	二八年以上二九年未満
二六、四〇〇円	二七年以上二八年未満
二五、二〇〇円	二六年以上二七年未満
11回、〇〇〇円	二五年以上二六年未満
年 金 額	保険料納付済期間
子(書(一本))と、名。	

<b>% 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 </b>	<b> 第111</b> 第11  第11  第11  第11  第11  第11  第	<b>保险米系作汾其間</b>		下以上一一下 <b>片</b> 筋	以   一   二 年 才	以上一三 手 卡	<u> </u>	一一年以上一四年未満	- [4 = 1.2]	年以上一四年未満年以上一二年未満年以上一二年未満年以上一二年未満年以上一二年未満	- 三、八〇〇円 - 三、二〇〇円 - 三、二〇〇円
巨人 上一 三 巨	巨人 上一 三 巨	巨人二一巨气墙	巨人上一一巨是街		从 二一二 三 三 志	以上一二年未満	以上一三年长満	以上一三年未満	1年以上一四年未満       一年以上一三年未満         1年以上一三年未満       一年以上一三年未満	年 以 」 一 一 年	
年以上一一年未満	年以上一一年未満	年以上一一年未満	年以上一一年未満	年以1 年 才清		以上一二年 才清	以上一三年未満	以上一三年未満	T年以上一四年未満	人ニーニミラ	

一九、二〇〇円	二一年以上二二年未満
一八、〇〇〇円	二〇年以上二一年未満
一七、四〇〇円	一九年以上二〇年未満
一六、八〇〇円	一八年以上一九年未満
一六、二〇〇円	一七年以上一八年未満
一五、六〇〇円	一六年以上一七年未満
一五、〇〇〇円	一五年以上一六年未満
一四、四〇〇円	一四年以上一五年未満

○ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(抄

(財政の現況及び見通しの作成)

第二条の四 に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し 政府は、 少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業 (以下 「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。 財政

2·3 (略

○ 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄)

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 支についてその現況及び財政均衡期間における見通し 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事 (以 下 「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。 業の財政に係る収

2 · 3 (略)

併給の調整)

礎年金の受給権者が他の年金給付(付加年金を除く。)又は同法による年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く。)を受けることができると同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。)を受けることができるときは、その間、その支給を停工十条 遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付(付加年金を除く。)又は厚生年金保険法による年金たる保険給付 老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者が他の年金給付 (付加年金を除く。) を受けることができる場合における当該障害基礎年金についても、 (遺族厚生年金を除く。) を受けることができる場合における その支給を停止する。老齢基 (当該年金給付

様とする。

- 2 ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
- 3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。 われる場合は
- 4 その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。 第二項の申 請 (前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。) は、 いつでも、 将来に向 かつて撤回するこ

(支給の繰下げ)

とができる。

第二十八条 六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。 礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、 は厚生年金保険法による年金たる保険給付(老齢を支給事由とするものを除く。)をいう。 支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる給付(他の年金給付(付加年金を除く。)又善老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基 以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は

 $\bigcirc$ 確 定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号)

、給付の種類

第二十九条 」という。)は、 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金 次に掲げる給付を行うものとする。 ( 以 下 「基金型企業年金」という。 を実施する場合にあって は、 基金。 以 下 事

脱退一時金

(業務の委託

第九十三条 入者等に関する情報の収集、 人に委託することができる。 事業主等は、 政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務 整理又は分析を含む。) を、 信託会社、 信託業務を営む金融機関、 生命保険会社、 農業協同組合連合会、 農業協同組合連合会、連合会その他の法(給付の支給を行うために必要となる加

0 日 本政策金 融 公庫が行う恩給担保金融に関する法 律 (昭 和二十九 年法律第九十一

## (用語の定義)

第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。

恩給法 (大正十二年法律第四十八号)その他の法令に規定する恩給で年金として給されるも

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第五条 (援護  $\mathcal{O}$ 種 類)に規定する障害年金、 遺族年金及び 遺族給

三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

)第三条 団 済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等)及び第九十二条(旧公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十二条(保険給付の種類)に規定する保険給付(政府から給されるものを除く。)並びに国家 第三条(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)、第四条(外地関係共済組合に係る年金の支給)及び第七条の二(旧陸軍共済組合令の適1体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等)並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号

五. 用 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、を受けていた者等に対する年金の支給)に規定する給付で年金として給されるもの 又はその例によるものとする場合を含む。 第

類)に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金

防法 年金並びに同法第六十九条第一項(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二十五条第一項 づく水害予防組合の組合会の議決を含む。)により支給される補償でこれらに相当するもの る法律(昭和三十二年法律第百四十三号)第四条第一項(補償の範囲、金額、 (昭和二十四年法律第百九十三号)第六条の二第一項(公務災害補償)及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 一項 支給方法等)の規定に基づく条例 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十四条第へ(補償の種類等)に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び (水防法第六条の二 第一 項の 一項、 規 遺 定 に基 関 補 水償 す

害給付及び遺族給付で年金として給されるもの(同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。 パする損 水防に従事した者に対する災害補償)及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条第一項 .昭和二十三年法律第百八十六号)第三十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、水防法第四十五条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第五条第一項 (害補償) づく条例 原子力災害対策特別措置法 (水防法第四十五条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。)による補償で年金として給されるもの (平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 (給付の (応急措置の業務に従事した者に 種類)に規定する傷病 (第二十四条の 並びに 規定によ 消防法 付、 0) 障

年金として給されるもの 人等 被害についての給付に関する法律 昭 和三十三年法律第百 九号)第五条第一項 (給付の種類) に規定する傷病給付 障害給付及び 遺 **後族給付** 

九

条(補

償

 $\mathcal{O}$ 

種

略

 $\bigcirc$ 

法

(昭和三十四年法律第百四十七号)

その合計額につき、 計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同七十六条(給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下 第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。 「給料等」という。)については、 一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、 次に掲げる金額

## 一 気 五. (略)

- 2 3
- 差し押えることができない。 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権 (以 下 「退職手当等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の
- 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額所得税法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に 相 当する
- 項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額
- 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、 そのこえる年数 一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

## 5

## $\bigcirc$ 労働者災害補償保険 法 (昭和二十二年法律第五十号) 抄

別 表第一 兀 条、 第十五条、第十五条の二、 第十六条の三、 第十八条、 第二十二条の三、 第二十二条の四、 第二十三

険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合にあつては、下欄の額に、次の 定める率を乗じて得た額 イからハまでに掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げるところにより算定して得た率を下らない る障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金 により障害の状態にあることをいう。 一の事由 (障害補償年金及び遺族補償年金については、 (その額が政令で定める額を下回る場合には、 以下同じ。)により、 (同 法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。 それぞれ、 障害補償年金若しくは傷病補 償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定によ 当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については、当該負傷又は疾病 当該政令で定める額) 以下同じ。)又は厚生年金保 範囲内で政令で

障害補償年金

前々保険年度

(前々年の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。

以下この号において同じ。

において障害補償年金

兀 遺 障害補償年金 族 る率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、 寡婦年金とが支給される場合 政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、 支給される場合(第一号に規定する場合を除く。)にあつては、下欄の額に、 補 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金 を受けていた者であつて、 とあるのは 償 一の事由により、 傷病補償年金 に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を当該障害補償年金の支給額の平均額で除して得た率 | 々保険年度における厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給額と国民年金法の規定による障害基礎年金の支給額との合計額の平均 法の規定による障害基礎年金を支給されていなかつたとした場合の障害補償年金の支給額をいう。)の平均額からこれらの者が受けていた いたすべてのものに係る前々保険年度における障害補償年金の支給額 遺族補償年金 年金 場合以外の場合にあつては、 「遺族基礎年金又は寡婦年金」として、 七 六 五. 兀 三 る遺族の人数の区分に応じ、 次 給付基礎日額の一七五日分とする。 の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその イ 中 イ 中 一人 給付基礎日額の一五三日分。 障害等級第七級に該当する障害がある者 障 障害等級第五級に該当する障害がある者 障害等級第三級に該当する障害がある者 障害等級第四級に該当する障害がある者 障害等級第二級に該当する障害がある者 障 障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金とが .害等級第六級に該当する障害がある者 害等級第 「障害補償年金」とあるのは、 「障害補償年金」とあるのは 給付基礎日額 給付基礎日額の二二三日 同 (第一号に規定する場合を除く。) にあつては、 一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生 級に 該 下 **の** 当する障害がある者 -欄 一 日 当該各号に掲げる額 額 分 「遺族補償年金 イの規定の例により算定して得た率 ただし、 「傷病補償年金」として、 給付 給付基礎日額の二一三日分 給付基礎日額 給付基礎日 給付基礎日額 給付基礎 給付基礎日 Ŧi. 基礎 十五歳以上 ے کر 日額 額 額 額 (これらの者が厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年 「障害厚生年金」とあるの が 三 0 0 0 0 の二七七日分 下欄の額に、 当該政令で定める額 年金たる保険給付の区分に応じ、 の妻又は厚生労働省令で定める障害 二四五日分 額 五六日分 八四日分 イの規定の例により算定して得 者と生計 年金 日分 分 及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給され 当該政令で定める額 年金たる険給付の区分に応じ、 を 同 じくして は 1 「遺族厚生年 る 遺 前号の政令で定める率に準じて 族 た 0 補 又は遺族基礎年金若しくは 状 償 態に 金 年 金 第一号の政令で定め と ある妻にあつては、 を 受 け 障害基礎 ること が

人以

上

紀付基礎

日

額

 $\mathcal{O}$ 

二四五日

分

傷病補償年金

傷病等級第一級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の三一三日

傷病等級第三級に該当する障害の状態にある者 傷病等級第二級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の二四五日分 給付基礎日額の二七七日分

(昭和三十六年法律第二百三十八号)

 $\bigcirc$ 

児童扶養手当法

(略)

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく年金たる給付

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく年金たる給付 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく年金たる給付(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく年金たる給付(同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。) (平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の

規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。) 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく年金たる給付

六 五 四 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭 和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給 する年

金たる給付

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく年金たる補償労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)に基づく留守家族手当及び特別手当(同法附則第四十五項に戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく年金たる給付 法附則第四十五項に規定する手当を含む。

十九八七

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和三十二年法律第百四十三号)に基づく条例の規定に基づく年金た

地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一 号) 及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補

3 (略)

 $\bigcirc$ 国民年金法等の 部を改正する法律 (平成二十二年法律第二十七号)

#### 附 則

定により加算が行われている当該子を除く。)に限る。)がある場合における第 号)の施行の日の属する月」とする。 用については、 国民年金法第三十三条の二第二項の規定により当該受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたとみなされ、 の同法第三十三条の二第一項に規定する子 この法 律の施行 同項中 日 「当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、 ( 以 下 「施行日」という。)にお (当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該子 いて、 現 に国民年金法の規定による障害基礎年金 一条の規定による改正後の国民年金法第三十三条の一 「国民年金法等の一部を改正する法律 の受給権者によって生計 (第一条の規定による改 (平成二十二年法律第二十 を維 第二 同条第一項 項の規定の いるそ 正前  $\mathcal{O}$ 

- をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者(婚姻 、昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。)附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び厚生、ある場合における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項(第五条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律 月」とする。 .配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律 |第四十五条第三項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、 金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項 (平成二十二年法律第二十七号) の 施行の日 中「当 isる。) の届 0) 属す 出
- 合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以 行日において、 部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による障害共済年金 がある場合における第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十三条第四項(第六条の規定による改正後の国家公務員等共 現に国家公務員共済組 合法の規定による障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満 後に有するに至った当該配偶  $\mathcal{O}$ 額 の改 定は、 国家公務 (済組· 者 者に限 (婚姻 員 (共済 合法
- 限る。)がある場合における第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十八条第四項(第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組 姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当 共済組合法第七十五条第三項の規定にかかわらず、 施行日において、 部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による障害共済年金 現に地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳 施行日の属する月から行う。 一の額の改 定 配 地 方 配 偶 公務員 間番に 者
- 規定による改正後 年金法第三十三条の二第一項に規定する子 おいて、 現に昭和六十年改正法第 の昭和六十年改正法附則第三十二条第五項におい 一条の規定による改正前の国民年金法 (当該受給権者が昭和六十一年四月 て準用する同法第三十三条の二第二項の規定の適用については、 の規定による障害年金の受給権者によって生計を維持しているその 一日後に有するに至った当該子に限る。)がある場合にお 同項中 ける第五

至 つた 日  $\mathcal{O}$ 属 する月 の翌月」とあるの は 玉 民 年 金 法 等  $\dot{O}$ 部 を改 正する法 律 伞 ·成二十二年 法律第二十七 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 0) 日 0 す る 月 لح

第五 その権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該子に限る。)がある場合における第五条の規定による改正後の昭和六十年改正 による改正 八条第五項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一条第二項において準用する旧厚生年金保険法第四 権者がその権 第五項及び第八十七条第六項の規定の適用については、第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項中「当該 昭 障害年金の受給権者によって生計を維持しているその者の配偶者 和六十 施行日<br />
に 年金法等の一 条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項中 するに至つた日の属 後 年改正法第五条の規定による改正前の船員保険 お の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項に規定する子 利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。)又はその者の第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十 いて、 部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号) 現に する月の翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律 昭 和 六十年改正 法第三条の規定によ 法 る改 (昭和十四年法律第七十三号。 正 前 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、 ノ施行ノ日 0 厚生年 「当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日 金保険法 ノ属スル月」とする。 (以下この (平成二十二年法律第二十七号) の施行の日 以下この項において「旧 項 んにおい て 「旧厚 十四条第 船員保険法」という。)の 生年金保 ノ属スル月ノ翌月」とあるのは 険 法 項若しくは第五条の規定 と いう。 の属する月」と、 配偶者又は当該子 法附則第七十八条 (当該受給権 当 規  $\mathcal{O}$ ⋾該受給 定によ 者が 定

公的 年 金 制 度 の持 続可 能 性の 向 上を図るための国民年金法等の 部を改正する法律 伞 成二十八年法律第百 干四

#### 附 則

 $\bigcirc$ 

条 一の目からな 当該各号に定める日から施 行 ける。

の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 第二十二条第二 第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 一号の改正規定並びに第六条の規定(日本年金機構法第五十三条の次に一条を加える改正規定を除く。 (同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。) 及び同 並びに附則第十条の 公

第七条の規定 平成二十九年四月一日

兀

第五条の規定 六条から第九条まで及び第十七条の規定 条まで及び第十七条の規定(平成二十九年十月(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三 一十一条 一日 小の改正! 規定及び 第一号に 掲げる改正 規定を除く。 並 びに 次条第一 項 並 び 附

定 第 (第六号に 三条 中 の四及び第四十三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七 掲げる改正規定を除く。 )並びに 附則第十三条の規定 平 十成三十. 七第四項のガー七条の五のガ · 年 四 月 改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三条の三 日 則第十二条 第 の規 項

五. に附則第四条及び第十一条の規定 に一条を加える改正規定並びに同法第八十九条第一項、第百六条第一項及び第百八条第二項の改正規定並びに同法附則第五条第十一項の改正規定並び 中 国民年金法第五条第一項の改正規定、 平成三十一年四月一日 同法第八十七条第三項の表の改正規定、 同法第八十七条の二第二項の改正規定、 同法第八十八 の次

第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律 項中「又は第三項」を削る部分に限る。)及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日 (平成十二年法律第十八号) 附則第二十一条第四 項  $\mathcal{O}$ 改正 規定

、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 (平成十三年法律

第百一号)の一部を次のように改正する。

第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、 の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 当該率が○・九七一を超える場合には、○・九七一とする。 平成三十年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは則第三十一条の二第二項中「以降」を「から平成二十九年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。 第四項若しくは第五

改正する。 厚生年金保険 制 度及び農林漁業団体職員共済 組合制 ||度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の 部を次 のよう

.則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、 同条に次の一項を加える。

条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 る場合には、 十三条の三第 平成三十三年度以後の年度における改定率は、 〇・九七一とする。 一項又は第四十三条の四第 項、 当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第 第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、 第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三 ただし、 当該率が〇 ・九七一を超え 一項 (及び第